

大泉名水会 運営細則

I 専用水道の管理に係る細則

本会は専用水道事業者です。専用水道は、水道法の適用を受け、安全で衛生的な水の供給が定められています。専用水道を安全で衛生的に管理するためには、日ごろからさまざまな点に配慮しなければなりません。東京都福祉保健局発行の「専用水道の管理(平成27年9月)」は、水道法に基づく諸手続等を解説するとともに、衛生的な管理を行い汚染事故や感染症等の発生を防止するには、どのような点に注意したらよいかを取りまとめたものです。この「専用水道の管理」を参考に、諸手続や維持管理など飲料水の安全確保に万全を期することとする。

(衛生上必要な措置)

第1条 本会は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(清潔の保持)

第2条 貯水槽及びポンプ井等の周辺は、常に十分な清掃等を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意すること。

(汚染防止の措置)

第3条 事業場の施設には柵を設け、施設設備等をするほか汚染防止のため一般の注意を喚起するために必要な標札、立札、掲示等を行うこと。また、施設の構内においては、便所等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、肥料を用いる耕作、園芸並びに家畜、家禽さんの放し飼い等はしてはならない。

(塩素消毒)

第4条 水の消毒は、塩素(液化塩素、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム等)によることを基本とし、給水栓における水が遊離残留塩素を0.1 mg/L(結合残留塩素の場合は0.4 mg/L)以上保持するように消毒することとする。消毒設備は、事故等に備えて予備を必ず設けるほか、消毒が中断しないように常に整備しておかねばならない。なお、次のような場合には、残留塩素を0.2 mg/L(結合残留塩素の場合は1.5 mg/L)以上にすることとする。

- ① 給水区域において消化器系病感染症が流行しているとき。
- ② 給水全区域にわたる長期間の断水後給水を再開するとき。
- ③ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。
- ④ その他特に必要があると認められるとき。

(水質検査)

第5条 本会は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

- 2 前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。
- 3 第1項の規定による水質検査は、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行う。

(定期の水質検査)

第6条 色及び濁りに関する目視検査及び消毒の残留効果に関する検査は配管末端地区の管理委員宅にて毎日行う。

- 2 法定9項目は毎月1回以上実施する。
- 3 法定13項目は3ヶ月に1回以上実施する。
- 4 法定28項目は過去の検査結果等から省略又は頻度の軽減が可能とする。
- 5 放射線検査は区により実施される。

(臨時の水質検査)

第7条 臨時の水質検査は、残留塩素を0.2 mg/L(結合残留塩素の場合は1.5 mg/L)以上にすることとなった場合に行う。

(水質検査計画)

第8条 本会は、水質検査計画を年度が開始する前に策定し管轄の保健所に提出しその確認を受けなければならない。

(水質検査機関)

第9条 水質検査は、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行わなければならない。

(記録の作成・保持)

第10条 水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、検査を行った日から換算して5年間これを保存しなければならない。また、検査結果は所定の「専用水道事務月報」で管轄の保健所長に報告すること。毎日行う検査の結果は所定の「毎日行う水質検査記録表」を参考に作成することとする。

(健康診断)

第11条 本会は事業場において業務に従事している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行う。ただし、対象となる者は保健所の指導による。

- 2 前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。
- 3 病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺ひ)、流行性肝炎、泉熱、伝染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意すること。
なお、病原体検索は主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行う。

(健康診断の対象者)

第12条 職員、貯水槽の清掃や採水業務に従事する作業員、その他衛生管理上必要と認める場合は、健康診断を行う。

(定期健康診断)

第13条 定期の健康診断は、病原体が便中に排せつされる伝染病について、その保菌者の有無を検査するため行うもので、検査はおおむね6ヶ月ごとに行う。
また、検査結果は所定の「専用水道事務月報」で管轄の保健所長に報告する。

(臨時の健康診断)

第14条 臨時の健康診断は、健康診断対象者が赤痢、腸チフス、パラチフス等の患者又は保菌者であることが明らかになった場合、又は給水地域において、赤痢などの伝染病が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行う。また、臨時の健康診断を行った月においては、その伝染病についての定期健康診断の検査は必要とされない。

(記録の作成、保存)

第15条 本会は、健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、これを1年間保存しなければならない。また、検査結果は所定の「専用水道事務月報」により管轄の保健所長に報告すること。記録書類には、診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、検便検査場所を明記すること。

(汚染事故が発生した場合の措置)

第16条 本会は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を会員に周知させる措置を講ずるとともに、所定の「専用水道緊急停止報告書」により、直ちに保健所長に報告しなくてはならない。

(細則の改廃)

第17条 本細則の制定改廃は、委員会の審議・議決を経て行い、総会に報告するものとする。

(施行期日)

第18条 本細則は、令和元年11月10日から施行する。

II 給水装置の工事及び費用に係る細則

給水装置とは配水管分水栓ソケット、公道に埋設の給水管、会員宅地内に設置の量水器・給水管・水栓等で構成されおり、公道埋設部分も会員の財産です。会員個人の財産の維持管理は個人の責任と費用負担で行うべきものですが、給配水管網の漏水箇所の検査・発見等その費用負担問題が難しい面もあります。そこで、給水装置の工事及び費用について次の通り規定いたします。

(給水装置の新設等の承認等)

第1条 給水装置の新設又は配水管若しくは他の給水装置からの分岐部分若しくは量水器の取付部分の給水管の口径の変更をしようとする者は、あらかじめ本会に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者は、その工事完了後直ちに本会に届け出なければならない。ただし、本会が別に定める工事については、この限りでない。

(新設等の費用負担区分)

第2条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、本会が給水上特に必要があると認めた給水装置の改造又は修繕については、本会がその費用の全部又は一部を負担する。

(工事の施行)

第3条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の設計及び工事は、本会指定水道工事業者が施行する。

2 本会指定水道工事業者が工事を施行する場合は、工事着手前に本会の設計審査を受け、かつ、次に掲げるときに本会の工事検査を受けなければならない。ただし、本会が別に定める工事については、この限りでない。

(1) 配水管に給水管を取り付け、又は配水管から給水管を撤去したとき。

(2)当該工事が完了したとき。

(本会指定給水装置工事事業者証の交付)

第4条 本会指定水道工事事業者は、本会に本会指定給水装置工事事業者証(以下「指定事業者証」という。)の交付を申請することができる。

2 本会指定水道業者は、指定事業者証を紛失し、又は毀損したときは、本会に指定事業者証の再交付を申請することができる。

(給水装置の構造及び材料)

第5条 給水装置の新設又は改造をする者及び当該工事を施行する者は、給水装置の構造を政令に定める基準に適合させなければならない。

2 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び当該工事を施行する者は、政令に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水装置用材料の特例)

第6条 本会は、災害等による給水装置の損傷を防止し給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から量水器までのうち本会が別に定める部分の給水装置用材料(これを保護するための附属用具を含む。)について、その構造及び材質を指定することができる。

2 本会は、本会指定水道工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付け、若しくは配水管から給水管を撤去する工事又は配水管への取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第7条 本会の指定水道業者が施行する給水装置の工事の工事費は、設計費、材料費、運搬費、労力費、道路復旧費及び事務費の合計額とする。

(第三者の異議についての責任)

第8条 給水装置の工事に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の責任とする。

(漏水工事費の負担)

第9条 配水管及び給水装置の漏水に係る検査費、修繕工事費等は本会が負担する。

(細則の改廃)

第10条 本細則の制定改廃は、委員会の審議・議決を経て行い、総会に報告するものとする。

(施行期日)

第11条 本細則は、令和元年11月10日から施行する。

III 水道水の品質の管理に係る細則

安全安心な水道水の供給は「専用水道の管理(東京都健康保健局発行)」に則って事業運営することで担保されております。本会の水道水は万が一の放射能汚染の虞も少ない安全安心な上に健康に良くて美味しいと多くの会員の皆様に評価されております。そこで、健康に良くて美味しい水道水を担保する品質の管理への取り組みについて、次の通り規定いたします。

(健康に良くて美味しい水の定義)

1. 水クラスターの大きさ、希少ミネラルの含有量、水温等から科学的な評価基準を設定し、客

観的な根拠に基づいた、健康に良くて美味しい水とはの定義を明確化する。

(定期的な評価)

2. 10年に一回程度、第三者機関で本会水道水原水の評価を受ける。
3. 他所の名水との比較評価を継続的に行う。

(健康に良くて美味しい水の供給)

4. 法定の水質検査データを長期間に亘り蓄積し、検査項目ごとの検査データのマクロトレンド分析を行い、将来に亘る水質の変動を洞察して必要な対策を適宜講じる。
5. 2号井、3号井各原水の評価データに基づき、より健康に良くて美味しい水を供給する為、両原水のバーストミックス送水に務めるとともに、将来に備えて新井戸の掘削につき研鑽を積むこととする。

(細則の改廃)

6. 本細則の制定改廃は、委員会の審議・議決を経て行い、総会に報告するものとする。

(施行期日)

7. 本細則は、令和元年11月10日から施行する。